

田原市地域クラブ活動団体について

1. 田原市地域クラブ活動団体とは

令和7年度から廃止した休日の中学校の部活動に変わって、中学生の土日の活動の受け皿となっていた地域の団体(クラブ)を田原市教育委員会が認定し、活動の支援を実施していくものです。

支援の内容

- (1)指導者謝礼(4,000円/1回の活動につき)
- (2)生徒、指導者のスポーツ安全保険の加入手続き及び保険料の負担
- (3)施設使用料の免除

2. 認定の要件

- (1)田原市内を拠点に活動していること。
- (2)原則として、スポーツ部門は10名以上、文化部門は3名以上の生徒が加入し、生徒の自主的、自発的な参加により活動を行っている団体であること。ただし、田原市教育委員会が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3)活動日は、原則として土曜日または日曜日のいずれかとし、活動時間は概ね3時間程度とすること。
- (4)将来にわたり生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむ機会を確保し、心身の健全育成の機会となることを目的として活動すること。
- (5)教育委員会が認定する活動団体代表者及び指導員※1を置き指導を行うこと。
- (6)「スポーツ保険」等の傷害保険及び損害賠償保険に加入すること。※2
- (7)活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること。
- (8)営利を目的とした運営ではないこと。
- (9)活動上知り得た個人情報について、適切に管理されていること。

※1 代表者及び指導員は教育委員会が委嘱し、指導員には謝礼を支払います。ただし認定(委嘱)指導員は下記の表のとおり人数の上限を設けます。

※2 スポーツ安全保険の加入は、地域クラブ協議会で加入手続き費用負担します。

クラブ生徒数	指導員数	クラブ生徒数	指導員数	クラブ生徒数	指導員数
～10人	1人	41人～50人	5人	81人～90人	9人
11人～20人	2人	51人～60人	6人	91人～100人	10人
21人～30人	3人	61人～70人	7人		
31人～40人	4人	71人～80人	8人		

3. 代表者及び指導員

◎申請を基に市から代表者及び指導者を委嘱します。

・代表者：認定団体の事故防止に努め、団体管理に当たる

・指導員：市が示す指導者研修会を受講し、認定団体の実技指導及び事故防止に努める

【指導員の要件】

(1)人格識見が高く、社会的信望があり、地域クラブ活動に十分な理解を有していること。

(2)委嘱を受けた日の属する年度の4月1日時点で18歳以上の者(高等学校又はこれと同等以上の学校に在籍する者を除く。)であって、健康状態が優れ、年間を通じて指導できるものであること。

4. 認定の手続等

◎認定申請（提出先：スポーツ団体＝スポーツ課、文化団体＝生涯学習課）

「地域クラブ活動団体認定申請書」を下記の書類と一緒に提出してください。

教育委員会が要件を満たしているか確認し、後日、「地域クラブ活動団体認定証」をお渡しします。

【添付書類】

(1)会則、規則その他の実施主体の概要が分かる書類(資料4-1参考)

(2)地域クラブ活動団体認定申請書(様式1号)

(3)構成員名簿(様式2号)

(4)年間活動計画書

(5)収支予算書

(6)認定要件確認書 ※必要に応じ、その他教育委員会が必要と認める書類

5. 指導員研修：(10月4日及10月11日実施予定)

地域クラブ活動団体の指導員の方には田原市地域クラブ協議会が開催する指導員研修会に出席していただきます。研修内容は以下のとおりです。

【地域クラブ活動団体指導員研修内容】

(1)魅力ある部活動(地域クラブ)の在り方、中学生への指導

(2)事故対応(応急手当)、部活動で起こるスポーツ外傷とその対応

(3)体罰、ハラスメント根絶に向けて

※受講は無料

※90分×2回を予定

◎ 認定内容の変更

認定された内容に変更がある場合は必要な書類を添えて、「地域クラブ認定内容変更届(様式5号)」を提出してください。

【例:生徒の加入・脱退について】

(1)構成員名簿(加入者又は脱退者が分かるように備考に記入)

※協議会での保険加入に必要となるため必ず提出してください。

◎ 認定の取り消し

活動を行わなくなった場合は、「地域クラブ活動団体認定取消願(様式6号)」を提出してください。

※教育委員会が要件のいずれかを満たさないと認める場合も、認定を取り消すことがあります。

6. 指導員謝礼について

市教育委員会から委嘱した指導員については、地域クラブ協議会から謝礼をお支払いします。

○謝礼額:4,000円/1回

※災害等により活動時間が2時間未満となった場合は1,600円を支給します。

◎ 謝礼支給までの手続

1. 教育委員会から委嘱された指導員の口座振替申出書を地域クラブ協議会に提出する。
2. 「①地域クラブ活動状況報告書」、「②指導員活動実績簿」を地域クラブ協議会へ提出する(毎月:次の月の10日まで)。
3. 謝礼は3ヵ月分を7月、10月、1月、4月にそれぞれ指導員の口座へ支給する。